

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第三項において準用する法第五條第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十年五月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ笠岡店

所在地 笠岡市入江字将棊角五六一ニほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四

代表者の氏名 代表取締役 藤本 昭

(2) 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四一八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 富子

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の面積

(変更前) 百三十八平方メートル

(変更後) 八十四平方メートル

(2) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 五十八・五立方メートル

(変更後) 四十六・五立方メートル

4 変更年月日

平成二十一年一月八日

二 届出年月日

平成二十年五月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十年五月十六日から平成二十年九月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課